

国指定湯湾岳鳥獣保護区計画書

【存続期間の更新】

令和 7 年 1 月 1 日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

湯湾岳鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

鹿児島県大島郡大和村及び同郡宇検村所在国有林奄美大島森林計画区 230 林班の区域並びに湯湾岳山頂を起点とし、同所から稜線を北進し稜線上の点（北緯 28 度 17 分 56 秒、東経 129 度 19 分 17 秒）に至り、同所から谷すじを北東に進み名音川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北東に進み大和村の村道大棚名音線との交点に至り、同所から同道路を北東に進み村道福元湯湾線との交点に至り、同所から同道路を南進し林道福元線との交点に至り、同所から同道路を南に進み廃道（旧村道福元湯湾線）との交点に至り、同所から同道路を南西に進み村道福元湯湾線との交点に至り、同所から同道路を南進し国有林奄美大島森林計画区 230 林班と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

令和 7 (2025) 年 11 月 1 日から令和 27 (2045) 年 10 月 31 日まで (20 年間)

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

奄美大島は、鹿児島県佐多岬の南方約 300km の海上に位置し、南西諸島の中で沖縄島に次いで 2 番目となる 712.41km² の面積を有する島であり、湯湾岳鳥獣保護区は、同島の最高峰である湯湾岳を中心とした中央山地の標高 230m から 694m までの地域に位置している。中央山地にはスタジイ、オキナワウラジロガシ、タブノキ、イスノキ等の常緑広葉樹が優占している。また、同島は、約 1,200 万年前から約 200 万年前と古い時期に、大陸から隔離されたことが知られている。

このような自然環境、地史等を反映して、当該鳥獣保護区では、鳥類では環境省レッドリスト 2020 に記載された絶滅危惧 II 類のアマミヤマシギ、オーストンオオアカゲラ、オオトラツグミ及びアカヒゲの生息が確認されている。また、哺乳類では、環境省レッドリスト 2020 に記載された絶滅危惧 I A 類のヤンバルホオヒゲコウモリ及び絶滅危惧 I B 類のケナガネズミ、アマミトゲネズミ、アマミノクロウサギ、オリイコキクガシラコウモリ、リュウキュウユビナガコウモリ並びにリュウキュウテングコウモリの生息が確認されている。

以上のとおり、当該区域はこれらの希少種をはじめとした多様な鳥獣の生息地及び採餌の場として利用されていることから、希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ・ 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・ 鳥獣の生息へ影響を与える交通事故の発生を防止するため、鳥獣保護区管理員等による現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、鹿児島県奄美大島の大島郡大和村、宇検村境に位置する湯湾岳から北東の小川岳方向及び北西の大和村字志戸勘方向に延びる尾根を中心とした 320ha の区域である。

イ 地形、地質等

当該区域は、湯湾岳(694m)を中心とした山地帯に位置しており、地形は非常に急峻である。標高 300m から 450m の中央山地の山腹及び山頂部分は比較的平坦な地形を呈しており、湯湾岳はこれらの浸食小起伏面上に残丘状に突出した部分である。

湯湾岳周辺の地質は湯湾層と呼ばれ、奄美大島では最も古い地層をなし、珪質の頁岩、砂岩、チャート、塩基性岩類からなり、後期ジュラ紀から前期白亜紀の放散虫の化石を含んだ中生代の地質である。なお、頂上一帯の層状チャートの地層には、異地性岩体が混在しており、湯湾層は付加体（新しい地層が下部から付加されたもの）と考えられている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、標高 230m から 600m はスダジイ、オキナワウラジロガシ、アマミアラカシ、イジュ、タブノキ、イスノキ等が優占する亜熱帯常緑広葉樹林であるが、標高 600m 以上の湯湾岳山頂部付近は暖温帯気候で、アマミヒメカカラやヤクシマスミレ等の草本を見ることができる。特に山頂部分はスダジイ、アマミアラカシ、ホルトノキ等を優占種とする風衝低木林を呈し、コゴメキノエラン（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種）、チケイラン等の着生ランが生育する。下層にはユワンオニドコロ、ヤクシマツチトリモチ、サツマオモト、ヒメハイチゴザサ等の草本やアマミヒイラギモチ、アマミアセビ等の希少な木本が多種生育している。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類ではオーストンオオアカゲラ、オオトラツグミ等 28 科 63 種、哺乳類ではアマミノクロウサギ、ヤンバルホオヒゲコウモリ等 8 科 13 種が確認されている。また、フイリマングースは根絶されたものの、イエネコ、ヤギが侵入している。

爬虫類は環境省レッドリスト 2020 に記載された絶滅危惧 II 類のオキナワキノボリトカゲ、準絶滅危惧のヒヤンをはじめとし、ハブ、ヒメハブ、リュウキュウアオヘビ、アカマタなどが確認されている。

両生類では、環境省レッドリスト 2020 に記載された絶滅危惧 I B 類のアマミイシカワガエル、オットンガエル、絶滅危惧 II 類のアマミハナサキガエル、アマミイボイモリ、準絶滅危惧のアマミシリケンイモリなどが生息している。

昆虫類では、環境省レッドリスト 2020 に記載された絶滅危惧 I B 類のアマミナガゴミムシ、絶滅危惧 II 類のマルダイコクコガネ、湯湾岳のみに生息するユワンササキリモドキなどが生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

別表 3 のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域内では農林水産業は行われていないため、農林水産物被害はない。なお、周辺の柑橘畠ではアマミノクロウサギによる食害（樹皮の食害による樹勢低下や枯死）が報告されている。

5 施設整備に関する事項

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 6 本 |
| (2) 案内板 | 4 基 |

6 存続期間の更新の理由

アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ、オーストンオオアカゲラ、アカヒゲ（いずれも絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種）をはじめとする鳥獣の保護を引き続き図る必要があるため。

7 参考事項

(1) 当初指定

昭和 40 年 11 月 1 日（昭和 40 年 10 月 27 日 告示第 1304 号）

(2) 経緯

昭和 50 年 11 月 1 日（昭和 50 年 10 月 30 日 環境庁告示第 95 号）

存続期間の更新

昭和 60 年 11 月 1 日（昭和 60 年 10 月 26 日 環境庁告示第 60 号）

区域の変更

平成 17 年 11 月 1 日（平成 17 年 10 月 28 日 環境省告示第 132 号）

存続期間の更新

別表1 国指定湯湾岳鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	(320) 312 ha	ha	ha	103 ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野	(318) 310 ha	ha	ha	103 ha	ha	ha	ha	ha	ha
農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	2 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	168 ha	ha	ha	103 ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林	168 ha	ha	ha	103 ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	168 ha	ha	ha	103 ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	168 ha	ha	ha	103 ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	146 ha	ha	ha	103 ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	22 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	(53) 54 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	(53) 54 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	46 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	12 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	33 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	9 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	(99) 90 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	90 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	1 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	88 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	(320) 312 ha	ha	ha	103 ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域									
普通地域									
自然公園法による地域	312 ha	ha	ha	103 ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別保護地区	207 ha			103 ha					
特別地域	105 ha								
普通地域									
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	103 ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で()書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定地でされている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2)国指定湯湾岳鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT	旅鳥
アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ科の一種		-
カツコウ	カツコウ	ホトギス		旅鳥
ハト	ハト	○ <u>カラスバト</u> ○ <u>キジバト</u> ○ <u>ズアカアオバト</u>	NT・国天	留鳥 留鳥または不定期 留鳥
ツル	クイナ	シロハラクイナ		旅鳥または留鳥
チドリ	シギ	ヤマシギ		冬鳥
		○ <u>アマミヤマシギ</u>	VU・国内希少	留鳥
ペリカン	サギ	ミヅゴイ チュウサギ	VU NT	旅鳥 旅鳥
タカ	ミサゴ	ミサゴ	NT	冬鳥
	タカ	ハチクマ アカハラダカ ツミ ハイタカ オオタカ ○ <u>サシバ</u>	NT	偶発的 旅鳥 留鳥 不定期 不定期 旅鳥または冬鳥
フクロウ	フクロウ	リュウキュウアオバズク リュウキュウコノハズク トラフズク		留鳥 留鳥 冬鳥
サイチョウ	ヤツガシラ	ヤツガシラ		旅鳥
ブッポウソウ	カワセミ	○ <u>アカショウビン</u> カワセミ		夏鳥 留鳥
キツツキ	キツツキ	○ <u>コゲラ</u> ○ <u>オーストンオオアカゲラ</u>	VU・国内希少・国天	留鳥 留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	チヨウゲンボウ チゴハヤブサ		冬鳥 旅鳥
スズメ	サンショウクイ	○ <u>リュウキュウサンショウクイ</u>		留鳥
	カササギヒタキ	○ <u>サンコウチヨウ</u>		夏鳥
	カラス	○ <u>ルリカケス</u> ○ <u>ハシブトガラス</u>	国天	留鳥 留鳥
	シジュウカラ	○ <u>ヤマガラ</u> ○ <u>シジュウカラ</u>		留鳥または偶発的 留鳥
	ヒヨドリ	○ <u>ヒヨドリ</u>		冬鳥または留鳥
	ツバメ	リュウキュウツバメ ツバメ		留鳥 夏鳥または旅鳥
	ウグイス	○ <u>ウグイス</u> ヤブサメ		記録 冬鳥
	メジロ	○ <u>メジロ</u>		冬鳥または留鳥
	ムクドリ	コムクドリ		旅鳥
ツグミ		○ <u>オオトラツグミ</u> マミチャジナイ ○ <u>シロハラ</u> アカハラ ツグミ	VU・国内希少・国天	留鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥または旅鳥 冬鳥
ヒタキ		エゾビタキ ○ <u>アカヒゲ</u> ○ <u>リュウキュウキビタキ</u> ルリビタキ ジョウビタキ	VU・国内希少・国天 DD	旅鳥 留鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥
セキレイ		ツメナガセキレイ ○ <u>キセキレイ</u> ハクセキレイ ビンズイ ムネアカタヒバリ タヒバリ		旅鳥または不定期 冬鳥 旅鳥または冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥

アトリ	アトリ	冬鳥
シメ		冬鳥
マヒワ		冬鳥
ホオジロ	コホオアカ	冬鳥
	ミヤマホオジロ	冬鳥
	アオジ	冬鳥

合計	14目	28科	63種(亜種含む)
----	-----	-----	-----------

(注)

- データは当該鳥獣保護区において鳥獣保護管理員が行った調査結果(平成27年度～令和6年度)、環境省奄美群島国立公園管理事務所による調査結果(平成20年度～令和6年度)、NPO法人奄美野鳥の会による調査結果(令和7年8月28日環境省奄美群島国立公園管理事務所に提出)に拠った。
- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、「日本鳥類目録改訂第8版(2024年9月発行)」(日本鳥学会)に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2020

VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)

国内希少:国内希少野生動植物種

文化財保護法

特天:国指定特別天然記念物、国天:天然記念物

- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣(平成27年度～令和6年度の10年度すべてで確認された種とした)。
アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)に規定される希少鳥獣
又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥、不定期(毎年ではなく不定期に記録される鳥)、偶発的(偶発的にしか記録されない鳥)の別を記載した。
区分は日本鳥類目録改訂第8版の記載内容に拠った。

(別表3)国指定湯湾岳鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
齧歯	ネズミ	<u>ケナガネズミ</u>	EN・国内希少・国天	
		クマネズミ		外来
		<u>アマミトゲネズミ</u>	EN・国内希少・国天	
兎形	ウサギ	○ <u>アマミノクロウサギ</u>	EN・国内希少・特天	
翼手	キクガシラコウモリ	<u>オリイコキクガシラコウモリ</u>	EN・国内希少	
	オヒキコウモリ	スミイロオヒキコウモリ	DD	
	ヒナコウモリ	<u>リュウキュウユビナガコウモリ</u>	EN・国内希少	
		<u>リュウキュウテングコウモリ</u>	EN・国内希少	
		モモジロコウモリ		
		<u>ヤンバルホオヒゲコウモリ</u>	CR・国内希少	
食肉	ネコ	イエネコ		外来
偶蹄	イノシシ	○ <u>リュウキュウイノシシ</u>		
	ウシ	ヤギ		外来
合計	5目	8科	13種	

(注)

1. データは下記の文献・調査データに拠った。

(1)船越 公威 他. 2019. 徳之島と奄美大島に生息するコウモリ類の生態学的研究、特にリュウキュウテングコウモリ *Murina ryukyuana*について. 哺乳類科学59(1). 15-36.

(2)環境省. アマミヤマシギ保護増殖事業 センサス調査結果(平成27年～令和6年)

※湯湾岳鳥獣保護区内及び周辺100mの範囲において確認された種

(3)環境省. フィリミングース防除事業 報告書(平成27年～令和5年)

2. 哺乳類の目・科・種(和名)及び配列は、「世界哺乳類標準和名リスト2021年度版」(日本哺乳類学会)に拠った。

3. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2020

CR:絶滅危惧IA類、 EN:絶滅危惧 IB類、 NT:準絶滅危惧、 DD:情報不足

絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)

国内希少:国内希少野生動植物種

文化財保護法

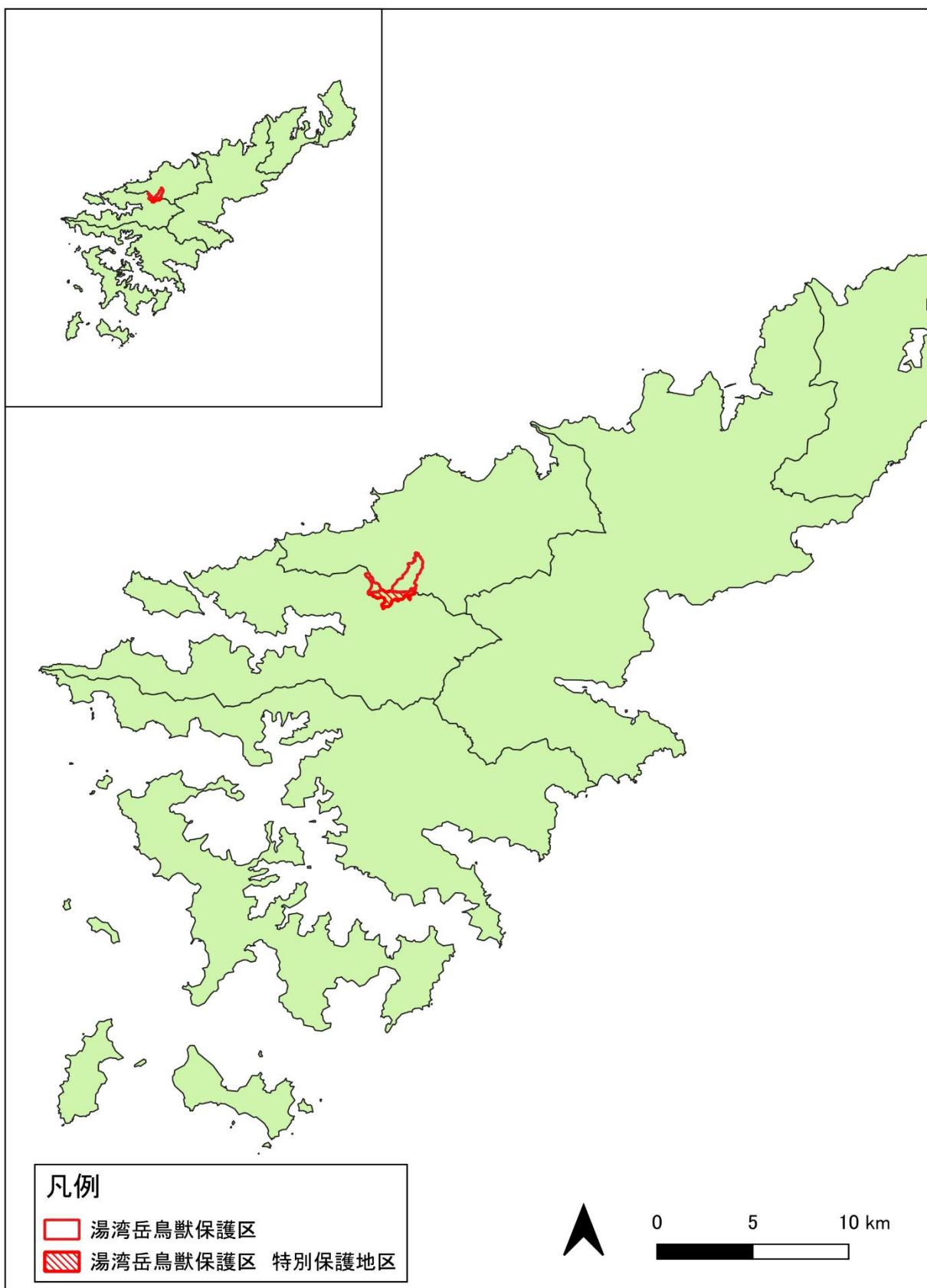
特天:国指定特別天然記念物、国天:天然記念物

4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)に

規定される希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

5. 備考欄には、外来鳥獣を外来と記載した。

国指定湯湾岳鳥獣保護区 位置図



国指定湯湾岳鳥獣保護区 区域図

